平成２８年（フ）第１２４号
川崎市麻生区虹ヶ丘２丁目３番３－805号　原千恵方、住民票上の住所川崎市多摩区生田７丁目11番８号　コージェ内
破産者　原　　三人
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３７２号
神奈川県横須賀市平作１丁目１番３号　ファミーユ横須賀103、開始決定時の住所川崎市幸区南幸町１丁目51番地17　川崎パークハイツ　601
破産者　若色　　聡
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４０１号
川崎市高津区上作延139番地８　サンアリーナ溝の口　210
破産者　齋藤真直美
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４０２号
川崎市高津区上作延139番地８　サンアリーナ溝の口　210
破産者　齋藤　政彦
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４７６号
茨城県龍ケ崎市白羽３丁目11番地３　ブランエール102号室
破産者　島田　芳博
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４８３号
川崎市川崎区日進町１番地　サンスクエア川崎　２－507
破産者　山本　穂積
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４９６号
川崎市川崎区新川通５番９－903号　パワーハウスＳＩ、前住所東京都練馬区練馬４丁目12番16－602号
破産者　宮本　恵美
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５５１号
川崎市川崎区鋼管通３丁目５番１号
破産者　小谷　典子
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５５７号
川崎市中原区新丸子東１丁目830番地５　ルプチ・コルドニエ　１－Ａ
破産者　橋本　拓也
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
神奈川県横須賀市野比１丁目43番27号
破産者　水上　利勝
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２５７号
新潟県燕市吉田曙町15番16号
破産者　阿部三男治
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０７号
新潟市東区寺山２丁目８番４号、前住所新潟市東区新松崎２丁目18番９号
破産者　佐藤　美佳
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２６号
新潟市中央区東堀通13番町3025番地５
破産者　後藤　利彦
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2834番地17
破産者　寺田　軍治
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第６９号
長野県小諸市丙454番地３　富士見平市営住宅861
破産者　小口　喜生
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第５５５号
静岡市葵区赤松８－16　医療法人社団博慈会介護老人保健施設こみに、住民票上の住所静岡市駿河区稲川１丁目１番15―605号
破産者　岩崎　峯夫
法定代理人成年後見人　小林　久晃
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７１３号
名古屋市中村区乾出町１丁目24番地　ヴィヴィアンパーク401号
破産者　平居　功裕
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部